

## 無人航空機による農薬等の空中散布

### 無人航空機を用いた農薬散布における危被害防止について

無人航空機（飛行機、回転翼航空機等であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの（重量が200g未満のものは除く））を用いた空中散布を実施する際には、平成27年12月の航空法の一部改正により、国土交通大臣の許可・承認が必要となった。

なお、無人航空機については、令和元年7月30日に「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」が廃止され、新たに「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」が策定された。無人マルチローターについては、散布計画及び実績の報告は必要がなくなる。また、無人ヘリコプターによる農薬等の空中散布に係る飛行の許可・承認については、登録代行機関が代行して申請を行うことができる（「空中散布を目的として無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて」参照）。

空中散布等を実施する場合には、航空法を遵守するとともに、無人航空機による散布作業は、「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」及び「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に従い、適正に実施する。

#### 1 オペレーター及び機体認定

「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」では、登録認定機関が認定していたが、廃止に伴い、認定の義務は無くなった。

#### 2 空中散布等の実施における申請

##### (1) 航空法に基づく許可・承認の申請

空中散布等を実施しようとする場合であって、次に該当するときは、それぞれ航空法第132条第2項の2又は第132条の2第2項の2に基づき国土交通大臣の許可又は承認を受けること。

なお、農薬の空中散布等を実施しようとする場合、下記イの(オ)及び(カ)に該当するため、必ず国土交通大臣の承認を受ける必要がある。また、空中散布等を実施する場合は、許可書又は承認書の原本又は写しを必ず携行する。

##### ア 航空法第132条第2項の2の許可が必要な飛行の禁止空域で飛行させる場合

(ア) 空港等の周辺や地表又は水面から150m以上の高さの空域等の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがある空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）

(イ) 人又は家屋の密集している地域（国土交通大臣が告示で定める時期に行われた国

勢調査の結果による人口集中地区) の上空

イ 航空法第 132 条の 2 第 2 項の 2 の承認が必要な方法で飛行させる場合

- (ア) 日出から日没までの間において飛行させられないとき。
- (イ) 飛行させる無人航空機及びその周囲の状況を目視により常時監視して飛行させられないとき。
- (ウ) 人又は物件との間に 30m 以上の距離を保って飛行させられないとき。
- (エ) 祭礼、縁日、展示会その他の多数の者が集合する催しが行われている場所の上空において飛行させるとき。
- (オ) 飛行させる無人航空機により爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件に損傷を与えるおそれがある物件（航空法施行規則第 236 条の 5 で定める危険物）を輸送しなければならないとき。
- (カ) 飛行させる無人航空機から物件を投下しなければならないとき。

(2) 「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」に基づく事業計画書の提出（無人ヘリコプターのみ）

空中散布等の実施に当たって、実施場所、実施予定月日、作物名等について記載した事業計画書を作成し、空中散布等を実施する月の前月末までに、都道府県農薬指導部局（静岡県経済産業部農業局食と農の振興課）に提出すること。

#### ※参考

○「農林水産省ホーム>消費・安全>病虫害防除に関する情報>無人航空機（無人ヘリコプター等）による農薬等の空中散布に関する情報」

([https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507\\_heri\\_mujin.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/boujyo/120507_heri_mujin.html))

##### 【無人ヘリコプター】

- ・空中散布等を目的とした無人ヘリコプターの飛行に関する許可・承認の取扱いについて
- ・無人ヘリコプターによる農薬の空中散布ガイドライン

##### 【無人マルチローター】

- ・無人マルチローターによる農薬の空中散布ガイドライン

○「国土交通省ホーム>政策・仕事>航空>無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」

([https://www.mlit.go.jp/koku/koku\\_tk10\\_000003.html](https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html))

- ・無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイドライン

○「国土交通省ホーム>政策・仕事>航空>航空安全>無人航空機の飛行許可・承認手続（）

- ・無人航空機の飛行許可・承認手続